解散公告

当社は、平成二十四年三月二十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月七日

広島市中区西白島町一七番一三号

株式会社西日本通信

代表清算人　大原　昭允

解散公告

当法人は、平成二十四年四月一日の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月七日

山口県柳井市柳井四一七一番地九

特定非営利活動法人青少年の健全育成を支援する会　代表清算人　星出　文生

解散公告

当組合は、臨時総会の決議により平成二十四年三月三十一日をもって解散したので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月七日

愛媛県新居浜市東田二丁目甲一三一七番地三

愛媛ビルリフォーム協同組合

代表清算人　永芳　泰輔

解散公告

当社は、平成二十四年三月二十四日開催の株主総会の決議により平成二十四年三月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月七日

福岡市東区箱崎二丁目三番八号

たから設備工業株式会社

代表清算人　大庭　博章

解散公告（第一回）

当土地改良区は平成二十二年七月二十二日開催の通常総会により解散を決議し、平成二十四年三月十二日茨城県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月七日

茨城県北茨城市磯原町磯原一六三〇番地

清算法人大塚土地改良区

清算人代表　竹内　一二

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十四年三月二十二日に茨城県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月七日

茨城県日立市助川町一丁目一番一号日立市役所内

日立市平沢土地区画整理組合

清算人代表　椎名　哲志

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年三月二十八日開催の解散総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月七日

東京都千代田区神田錦町一丁目二三番地

社団法人日本水産物貿易協会

代表清算人　上村　秋男

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十四年四月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月七日

大阪市港区波除四丁目一番三七号

財団法人解放教育研究所

清算人　桂　正孝

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年三月三十一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月七日

広島県福山市船町一番一六号マルヤスビル三〇五号

財団法人善隣社

代表清算人　美尾　章夫

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年四月十四日開催の臨時社員主総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年五月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月七日

岩手県盛岡市本町通二丁目一二番一八号

社団法人岩手県公共嘱託登記司法書士協会

清算人　齋藤　俊二

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年四月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十四年五月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月七日

仙台市青葉区堤町三丁目一二番一六号高橋ビル二〇五号

社団法人宮城県歯科技工士会

代表清算人　佐藤　誠

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年四月一日存続期間満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年五月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月七日

仙台市泉区虹の丘一丁目一八番地の二学校法人三島学園内

財団法人奨学香風会

代表清算人　菅　福彦

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十年五月三十一日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年五月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月七日

千葉県我孫子市湖北台九丁目二番一七号

特定非営利活動法人あびこ子ども劇場

代表清算人　大木　美鈴

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十四年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年五月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月七日

千葉県茂原市本納五七三番地

財団法人両忘会

清算人　大木　達進

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年三月二十八日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年五月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月七日

横浜市中区山下町一番地株式会社清光社内

特定非営利活動法人クリーンサポート清流

代表清算人　鈴木　真

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十四年三月三十日愛知県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月七日

愛知県大府市一屋町二丁目三三番地

大府一ッ屋土地区画整理組合

清算人代表　鈴木　禮治

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年二月二日開催の理事会の決議並びに奈良県知事の許可を受け、平成二十四年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月七日

奈良県奈良市登大路町三八番地の一

財団法人なら・シルクロード博記念国際交流財団　代表清算人　荒井　正吾